

別府大学英語英文学会会則

1. 名 前

本会は別府大学英語英文学会と称する。本会はその事務所を別府市北石垣82別府大学文学部英文学科研究室内に置く。

1. 目 的

本会は英米の文学及び英語学の研究を行ない併せて会員相互の親睦をはかる。

1. 事 業

本会は次の事業を行なう。

- 1 学会誌「英語・英米文学論叢」の発行
- 2 研究会、講演会の開催
- 3 その他必要な事業

1. 組 織

本会の会員は次の通りとする。

英文学科、英語科の教職員・卒業生・学生及び本会の趣旨に賛同する者

1. 総 会

本会の定期総会は1年1回とし、その他必要に応じて開くことができる。

1. 役 員

本会の役員は次の通りとする。

- 1 会長1名。会長は英文学科、英語科教授中より総会で選ぶ。
- 2 評議員若干名
評議員は総会において各々のセクション（組織）より選ぶ。

本会の役員の任務は次の通りとする。

- 1 役員の任期は1カ年とする。但し重任を妨げない。
- 2 会長の任務は会務を処理し、本会を代表し総会・評議会を召集する。又、その他の会を必要に応じて開くことができる。
- 3 評議員の任務は評議会を構成し、その決定にもとづき学会誌編集、会計、連絡、その他学会の発展、維持のために必要なこと

を行なう。

評議会の諸規定は別にこれを定める。

1. 会 計

本会の経費は会費、寄附金、その他の収入を以てこれに充てる。

- 1 会費は学会誌代を含み年額1,000円とする。但し、学生会員は500円とする。
- 2 会費の納入は毎年6月末を期限とする。（但し会計年度は4月1日に始まり3月31日に終る。）